

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和4年7月22日 提出

周南市長 藤井 律 子

三

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

地域振興部動物園の電信電話料の支払いについて、支払期限を16日超過し、電話料金等延滞利息の支払いが発生したもの

(2) 損害賠償の相手方

(3) 損害賠償の額

¥ 7 9 -

2 専決処分の年月日

令和4年6月20日